# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加西市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県加西市長

## 公表日

令和7年7月11日

[令和7年5月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	固定資産税に関する事務				
②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 ②番号利用法に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務のうち固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。				
③システムの名称	・固定資産税システム ・収納消込/滞納管理システム ・団体内統合宛名システム ・審査システム(eLTAX) ・中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					

- (1)固定資産税賦課ファイル
- (2)固定資産税収滞納ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	(平成25年5月31日法 ・番号法第9条第1項 2.行政手続における特別を	律第27号) 別表の16の項 寺定の個人を識別す	るための番号の利用等に関する法律(番号法) るための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 0日内閣府、総務省令第5号)第16条				
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	[  実施する	]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				

#### 1 番号利用法第19条第8号および同号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 27の項 2 番号利用法第19条第8号および同号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で ②法令上の根拠 |定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第20条、第21条

4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報照会の根拠)

第20条

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	総務部 税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・記	打正•利用停止請求					
請求先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 総務部 税務課 電話 0790-42-8712					
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 総務部 税務課 電話 0790-42-8712					
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ	[	]適用した			

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年7月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年7月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシステ.	ムを通じたえ	人手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0 ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	죠(委託や情報提供ネットワーク	システムを通	Eじた提供を除く。) [ ]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

7. 特定個人	情報の保管・	消去			
	吸の漏えい・滅 への対策は十	[	特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介	在させる作業				[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが への対策は十	発生するリスク 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の	)根拠	ト照会る	を確実に実施し、マイナン	バー入り	なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得や住基ネッ J書類の郵送時や特定個人情報の受け渡し・保管に関しては複 徹底することで、リスク対策は十分であると考える。

9. 監査				
実施の有無	[ ] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている	<b>3</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]≦	と項目評価又は重点項目評価	を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によってる 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行る 6) 情報提供ネットワークシ	いるリスクへの対策 事務に必要のない情! 不正に使用されるリス 使用等のリスクへの対け かれるリスクへの対け システムを通じて日的 システムを通じて不正 い滅失・毀損リスクへ	報との紐付けが行われるリスクへの くりへの対策 対策 で で 受いでは、 がの入手が行われるリスクへの対 な提供が行われるリスクへの対策	じた提供を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		トアカウントや共有ファ	こおいて、年度ごとのアクセス権限 ォルダの整理を含む適切な運用を している。	

#### 変更簡所

変更箇		de service de service		In all only the	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	公表日	2015/6/1 (2)番号法の別表第二に基ついて、固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワー	2017/7/1 ②番号法の別表第二に基づいて、固定資産税	事後	
平成29年7月1日	I-1-② 事務の概要	クシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報 提供に必要な情報を「副本」として中間サー バーへ登録する。	額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
平成29年7月1日	I −1−③ システムの名称	1.税務LANシステム 2.個人住民税システム 3.収滞納システム 4.団体内統合宛名システム 5.中間サーバー	<ul> <li>1.税務LANシステム</li> <li>2.個人住民税システム</li> <li>3.収滞納システム</li> <li>4.団体内統合宛名システム</li> <li>5.審査システム(eLTAX)</li> <li>6.国税連携システム(eLTAX)</li> <li>7.中間サーバー</li> </ul>	事後	
平成29年7月1日	I -4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):なし (固定資産税に関する事務において情報提供 ボットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づ条例に上る地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)(別表第二における情報提供の根拠):なし(固定資産税に関する事務において情報提供は行わない)(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収入は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務でこれらの法律とな地方税の課策徴収入は地方税に関する調査(21の項)(別表第二省令における情報照会の根拠):第20条	事後	
平成29年7月1日	I -5-① 部署	財務部 税務課	総務部 税務課	事後	
平成29年7月1日	I-5-② 所属長	税務課 課長 河原浩申	税務課 課長 上坂寿人	事後	
平成29年7月1日	I-7 請求先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 財務部 税務課 電話 0790-42-8712	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 総務部 税務課 電話 0790-42-8712	事後	
平成29年7月1日	I-8 連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 財務部 税務課 電話 0790-42-8712	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 総務部 税務課 電話 0790-42-8712	事後	
平成29年7月1日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の16の項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16の項2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条	事後	
平成29年7月1日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年5月15日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	Ⅱ-2 取扱者数	平成27年5月25日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I -1-③ システムの名称	1.税務LANシステム 2.個人住民税システム 3.収滞納システム 4.団体内統合宛名システム 5審査システム(eLTAX) 6.国税連携システム(eLTAX) 7.中間サーバー	・固定資産税システム ・収納消込/滞納管理システム ・収納消入・滞納管理システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	
令和1年6月28日	I-5評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	税務課 課長 上坂寿人	税務課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月28日	Ⅱ-1 対象人数	平成29年7月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2 取扱者数	平成29年7月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
	I	<u> </u>			I

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二 省令) (別表第二における情報提供の根拠):なし	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二 省令) (別表第二における情報提供の根拠)	事後	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	(固定資産税に関する事務において情報提供 ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)	(固定資産税に関する事務において情報提供 ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)		法令改正に伴う変更
		:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に よる地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務で あって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (27の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条	:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づ条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)(別表第二省令における情報照会の根拠):第20条		
令和3年9月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和7年7月11日	I -3 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16の項2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表の16の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	法令改正に伴う変更
令和7年7月11日	I-4-② 法令上の根拠	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 番号利用法第19条第8号および同号に基づ 〈主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報照会の根 拠) 27の項 2 番号利用法第19条第8号および同号に基づ 〈主務省令第2条の表における情報提供の根 拠) 27.28の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供) 第20条、第21条 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令における情報提供の根拠) 第20条、第21条 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報照会の根拠) 第20条	事後	法令改正に伴う変更
令和7年7月11日	Ⅱ-1 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月11日	Π_2	令和1年5月31日 時点	令和7年7月1日時点	事後	